

農業委員会議事日程

日 時：令和3年8月27日（金）午前9時00分
場 所：千曲市役所 301大会議室A

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
2. 経過報告
3. 会期の決定について
4. 議事録署名委員の指名について
5. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
6. 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
7. 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
8. 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
9. 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
(農地中間管理事業)
10. 報告事項
 - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
11. 協議事項
 - (1) 空き家に付随した農地の別段面積について
 - (2) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
12. その他

〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 13 名

事務局出席者

事務局長 中村 利信

事務局次長 大友 誠

農地係担当係長 宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長	本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。 ただ今から令和3年8月の総会を開催いたします。 それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。
議 長	(会長あいさつ)
中村局長	(経過報告)
議 長	ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。
大友次長	(出席状況の報告)
議 長	定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。
議 長	まず、日程第3、会期の決定について、であります。議案の内容からして、本 一日で足りうると思っておりますので、本日一日と決定したいが、ご異議ござい ませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。
議 長	次に日程第4、議事録署名委員の指名について、であります。議長から指名する に、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。 1 1 番 嶋田 孝 委員、1 3 番 高松 久男 委員の両委員をお願いいたしま す。 それでは、日程第5、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、 を議題といたします。 事務局から朗読、説明をお願いいたします。
大友次長	……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第19号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第6、議案20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2番の岡田です。1番案件について、過日地区の農業委員、推進委員と現地確認をして参りましたので報告いたします。場所は寂蒔区の国道18号線沿いにある〇〇電機南側の市道を東側に行って、旧北国街道に突き当たった旧道側東側に位置する田で、今回相続をして自宅続きの一部が庭として使われている部分ですが、隣の田に越境していることが分かり、顛末書を添えられた申請であります。周囲は西側に旧北国街道、北側が申請者の自宅、東側、南側が宅地でありまして、隣接農地はありません。土地は現状のままで、雨水は地下浸透、汚水は無く、追認となりますが問題はないと思います。

6 番島田委員

6番の島田です。2番案件について先般、現場を確認してきましたが、場所は、雨宮の公民館の南側を約100m入った五十里川沿いに平成9年に建築した賃貸住宅の駐車場の一部の土地であります。昨年の2月に申請者の夫が死亡し、申請者が相続しましたが、その際申請地の課税が宅地と農地に分かれていたため、千曲市の税務課に問合せ、現地調査を行った結果、違法な状態であることが判明したということであり、そのため今回の申請になったという事案でありまして、平成9年の賃貸住宅を建てた際に、間違いのない申請にならなかったか、非常に疑問が残りますが、今回の

申請は現状に合わせるということで、問題ないと言わざるを得ないということであり
ます。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につ
いて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第20号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第7、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
いて、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見
等の報告をお願いいたします。

2 番岡田委員

2番岡田です。1番案件、2番案件について報告いたします。
1番案件ですが、先の4条にあった寂蒔区の同一の田で、残り部分を7台分の貸駐
車場として転用する申請です。周囲は西側が旧北国街道、北側が申請者の自宅、東側、
南側が宅地で隣接農地はありません。現状の土留めに砕石を敷いて駐車場とする計画
で、雨水は地下浸透、汚水は無く問題ないと思います。
続いて2番案件ですが、場所は中區で〇〇院南側の五加線南側に接する畑でござい
ます。現在、賃貸借している土地建物を売買するにあたり、庭と駐車場として貸して
いた土地の一部が、畑であったため転用する申請です。畑は三角形の形状で西側が借
家となっております、北側、東側がそれぞれ道路と接しています。三角形の頂点部
分が僅かに農地と接しており、この隣接農地耕作者の同意を得ています。転用後も現
状の用途で利用し、雨水は地下浸透、汚水は無く、顛末書が添えられており、追認と
なりますが、問題ないと思います。

6 番島田委員

6番島田です。3番案件ですが、土口区の〇〇物産というシメジ栽培をしている会
社がありまして、その会社の南側約100mに位置する小学校の通学路に接する畑であ
ります。畑全体では、1,270㎡で、畑の西側の570㎡ですが、先月の農業委員会で3

条申請してありまして、農地としての取得を許可した畑の東側が今回の申請地でありまして、700㎡のこの畑の道を挟んで東側に鉄筋加工業を営んでいる有限会社〇〇商店の代表者が今回の申請地を取得して、会社の駐車場及び資材置場を整備したい申請であります。現地確認は、先月3条申請の時にしてありますので、今回は現地確認をしていません。〇〇商店さんは、東小学校の小学生が登下校する通学路で資材や製品の積み下ろしをトラックにしていた訳ですが、非常に危険な状況でありましたが、今回会社の隣にある土地を取得整備して、資材や製品の積み下ろしをするもので、隣接者の同意もありますので特に問題ないと思います。

11 番嶋田委員

1 1番嶋田です。4番案件でございますけど、22日に推進委員2名と現地確認をして参りました。申請の理由ですが申請者は今アパートに住んでいますが、子供が生まれたこともありまして、実家の隣に住宅を建てたいということであります。場所ですが倉科の公民館から東へ300m、浄土宗の〇〇院というお寺があるんですが、その東側に隣接する土地であります。申請地の周辺ですが、東側が実家の住宅、西側が墓地、南側が畑で耕作はしてなく、北側は市道です。農地への影響ですが、雨水は地下浸透、雑排水は下水道へ接続し問題ないと思います。

8 番渡邊委員

8番渡邊です。5番、6番について報告します。たまたま5番、6番は隣接する所で申請がありました。まず5番の場所ですけど、〇〇神社より国道403号線を北側に300m行って西に少し入ったところですよ。北側には〇〇木材や〇〇産業などの工場があり、西側に北堀団地がある場所で、申請地は北側に道路、西側に今回6番案件の申請をされている住宅を建てる予定の土地、南側に申請者が3条で取得した農地で、東側は田であります。平屋での建設予定であり、少し畑から離しますよので、日照は問題ないと思います。雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続するということなので特に問題ないと思います。

続いて6番案件ですが、今報告しました5番案件の西側に当たります。西側には畑で、一段高くなっていますよので、水が畑に流れていくことはないと思います。北側は道路、南側は一部道路と住宅、東側は今報告しました5番案件の住宅と畑になっています。4区画の計画ですが、90cmの段差を設けて擁壁と防塵ネットを施し、また雨水は浸透ますを設置しての地下浸透、汚水は公共下水道へ接続ということで、近隣農地の方の同意も得ていますよので問題ないと思います。

9 番緑川委員

9番緑川です。過日、関係委員で現地確認をしましたので報告いたします。7番の場所は、千曲線の内川南（六差路）の信号の所です。そこから南へ200m程行った所で、北と西は道路、南は工場、東は墓地と田、一部僅かの部分が田に接しており、耕作者の同意もあります。排水等も適切であると思われ、認可できると思います。

14 番保木野委員

1 4番保木野です。8番案件ですが、先月確認した場所ですが、赤線が漏れていたことで新たに申請したものです。別に問題はありませぬ。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

15 番長門委員

15 番長門です。1 番案件ですが、前の 4 条の 1 番案件の関連で足すと 4 m²ばかり違ってくるんですが、これは 4 m²ばかり田として残るとするのは、ちょっとおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

宮坂担当係長

測定誤差でございます。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がでございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 2 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 2 1 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第 8、議案第 2 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がでございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第 2 2 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 2 2 号は、原案のとおり可決、決定されました。
続いて、日程第 9、議案第 2 3 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項による集積計画 農地中間管理事業について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

大友次長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括、お受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。
質疑、意見を終結し、採決いたします。
お諮りします。議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画 農地中間管理事業について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第23号は、原案のとおり可決、決定されました。

議 長

以上で、議事はすべて終了いたしました。続いて日程第10、「報告事項」について事務局から報告をお願いします。

大友次長
大友次長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

議 長

説明が終わりました。ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第11、「協議事項」に入ります。
協議事項(1)空き家に付随した農地の別段面積について、事務局から説明をお願いします。

大友次長
中村局長

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

15番長門委員

15番長門です。4a未満ということは、何㎡でもいいという解釈でしょうか。

中村局長

当初 1a や 0.1a で審議しましたが、市内の農地を調べたところ、一番小さな農地で 70 m²の農地がありまして、この農地が空き家に付随する農地かは分かりませんが、すべての農地を拾い出すというところでの設定であります。設定面積については、別段面積の (2) にありますが、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積を優先して適用するもので、それ以上のものは今まで通りの 4a 以上を適用する解釈になります。また申請の際には、営農計画や従事の日数、従事する人とか記載してもらおう訳ですけど、そのようなものも含めて審査することになります。

15 番長門委員

趣旨は賛成なので良いんですが、何 m²でも良いという意味なんですね。このように書かざるを得ないということなんですね。何かわかりにくいと言いますかね、要するに付随している物であれば何 m²でも良いということなんだけど、4a 未満という表示をする以外方法がないということでしょうかね。

中村局長

そうです。

9 番緑川委員

9 番緑川です。今の 4a 未満は 4a 以上あつてはダメということではないんですかね。それから第 4 条の (4) で、所有者、又は法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないが、別段面積から (4) への繋がりがよくわからない。

中村局長

空き家の方が申請した場合は、4a 未満で設定を考えていますが、それ以上の面積については 4a 以上を優先して適用し、営農計画や従事者などの書類を総合的に審査して決定することになります。

それと適用条件の (4) ですが、耕作する見込みがないというところで、所有者や法定相続人が手放して、耕作する見込みがない農地を取得する人が遊休農地にさせないという意味があります。

8 番渡邊委員

この空き家バンクは、全部売買ですか。賃貸とかはありますか。

中村局長

売買も賃貸もあると思います。

議 長

よろしいですか。先へ進めます。

続いて、協議事項 (2) 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について、事務局から説明をお願いします。

中村局長

……説明……

(質疑、意見なし)

議 長

説明が終わりました。

それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

議 長

よろしいですか。先へ進めます。
続いて、日程第12、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……説明……

議 長

説明が終わりました。
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
令和3年8月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。
[閉会] 午前10時17分